

資産超過企業の事業承継と税理士の役割 ～事業承継税制適用の要件と対策

さくら総合事務所
税理士

渡邊 美由紀

税理士

高本 きよみ

はじめに

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度（以後、「事業承継税制」という）」は平成30年度の税制改正による特例制度の創設を機に盛り上がりを見せているが、その適用のハードルは依然として高く、何らかの対策をとらなければ適用できないケースが多いというのが実情ではないだろうか。本稿では債務超過に陥っていない企業（以下、本稿では「資産超過企業」という。）における事業承継の対策をいくつか取り上げてみる。

I 資産超過企業の選択肢

1 ● 税務対策の重要性

資産超過企業の事業承継においては、株式の評価額が高くなりがちであることから、株式の承継時に生じる相続税・贈与税あるいは所得税等を抑制するための対策が重要になる。

所有と経営の一致が前提となる中小企業は、経営者が株式を継続保有し、意思決定権を掌

握していることが経営の基礎となる。しかし、相続税においては、株式の移転（相続開始）時における株式の時価を評価し、これを換金するものと想定して納付税額が計算されてしまうため、税務対策不足の状況で相続が発生した場合、納税資金の調達問題や株式の分散等が生じることで、経営の存続を脅かす事態となってしまうかねない。

2 ● 事業承継税制の選択

事業承継は、税法ありきで取り組むと経営の承継自体が失敗してしまう危険性が潜んでいる。事業の将来の発展を目的に行うものであるにもかかわらず、節税ばかりに気をとられ、多額の不必要な資産を購入したり、意味のない組織再編を行ったりすることで、コストがかさみ財務体質が弱体化し、ついには倒産に至るということでは本末転倒である。

従来、事業承継においては、非上場株式の評価方法に着目した株価対策が講じられてきた。会社としての「経済的合理性」の範囲内で選択可能な手法であれば問題はないが、極端な節税対策は租税回避行為とみなされ、税務否認を招く可能性があることは常に認識すべきリスクである。加えて、極端な節税手法

に対しては当局による規制が行われることも少なくない。例えば、一般社団法人や公益法人を利用した租税回避スキームは、平成30年度税制改正で制限が課され多くのケースで利用が困難となった（相法66の2）ことは記憶に新しい。

■ 事業承継税制選択の検討

政府の支持する「正攻法」の事業承継税制は、要件さえ満たすことができれば確実に相続税、贈与税の負担を大幅に軽減することが可能である。事業承継税制は、平成21年に創設されたものの、リスクの高さや手続きの煩雑さから敬遠され、従来型の相続対策が根強く選択されてきた経緯がある。しかし、周知のとおり平成30年度税制改正における特例創設により要件の大幅な緩和がなされ、平成31年（令和元年）度税制改正では個人版事業承継税制も創設されたうえ、中小企業庁や認定窓口のサポートも厚く、適用しやすい状況が整ってきている。このような経緯を踏まえると、今後の事業承継においては、事業承継税制の適用可否を第一に検討すべきであると考えられる。

事業承継税制はその検討段階では適用要件を満たさない場合であっても、承継計画の届出は可能となっているため、まずは届出を行ってから、適用を目指して要件を整備することもできる。すなわち、現状は不動産管理会社等に該当し、資産保有会社の適用除外となる場合であっても、一定の事業実態を備えれば、税制優遇の要件を満たすことができる。

一方、事業承継税制の選択に当たっては、その適用後に、次世代への贈与・相続による相続税の免除まで納税猶予を継続できる見通しが立っているかどうかも重要である。事業承継税制適用後には株式以外の財産交付を伴う組織変更、猶予対象株式等の譲渡、上場など所定の事由に該当すると猶予が停止されて

納税が発生してしまう。近い将来にこれらの実施が想定される場合には、事業承継税制の積極的な採用は難しいと考えられる。猶予停止事項を一覧し、将来の可能性を現経営者と後継者がともに検討することが、円滑な事業承継推進の一助となる。

■ 事業承継税制を適用する場合の事前対策の必要性

贈与税の納税猶予を利用する場合には、税額計算の基礎となる株式の評価額は、贈与時の価額で固定される。そのため、事業承継税制を適用する前提であっても、ある程度の株価対策を行い、評価額の低いタイミングで贈与することで猶予停止時の納税リスクを抑制することができる。加えて、万が一納税猶予が停止された場合にどれだけの納税が生ずるのか予めシミュレーションしておくことが重要である。たとえば贈与税の納税猶予を利用する場合には、相続時精算課税制度を併せて選択すれば、原則的な暦年贈与よりも低い税額に抑えることができる。

また、事業承継税制適用後は、欠損填補以外の目的では減資ができなくなるなど、組織の柔軟性が失われる。事業上差し支えない範囲で、資本金および資本準備金を減少させておくことを検討すべきであろう。

II

事業承継税制が適用できない場合の対策

1 ● 会社・株式の要件

■ ホールディングス形式の場合

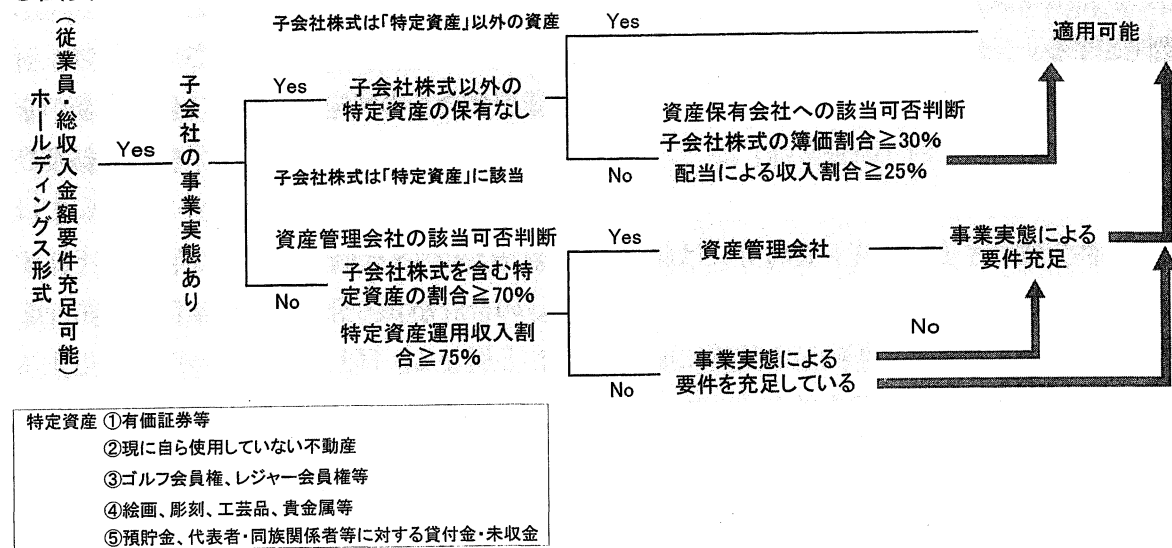
近年、株式の分散防止や相続対策のため中小企業でホールディングス形式を導入するケースが増えている。金融機関としても確実な与信先への融資の拡大が見込め、会社側では経営の効率化、株式の集中化を主たる目的と

しつつ、借入により株価を低く抑える効果もたらされることにより贈与・相続時の税負担軽減が図られるからである。ただし、このようなホールディングス会社は、一般的に実質的な事業実体を持たず従業員も不在であることが殆どであり、事業承継税制においては

従業員不在の会社は適用対象外となっている(措法70の7の5②一イ)。

ホールディングス形式で事業承継税制の適用を目指す場合には、以下のフローを参考に適用可能となる条件を満たすための対策が必要とされる。

●図表-1



子会社に事業実態がある場合には、その子会社株式は資産管理会社の判定における「特定資産」に該当しないこととなり、その簿価が資産の大半を占める場合には、資産保有型会社の定義から外れる(円滑化法規*1 1⑫二イ)。これに伴い、「特定資産」以外の資産である子会社株式から生ずる収益(一般的には配当)が、その会社の総収入金額のうち25%超を占める場合には、資産運用型会社の定義に該当しないこととなる。ただし、収入が子会社からの配当のみである場合には、「総収入金額ゼロ」の会社に該当すると考えられるため(子会社保有を営業の目的とし、配当を営業収入として計上をすることについて認定サイドは否定的と考えられる)、配当以外の営業収入の途を別途確保する必要がある。

相続対策目的のホールディングス会社にお

いては、株価引下げの目的で、通常の配当は行っていない場合が多いと考えられる。また、事業承継税制を適用する前提であっても、猶予停止時の一括納税に対するリスク対策として多額の配当を継続するのは避けたいところである。一方、欠損や資金不足により継続的に配当が行えない事態が生ずる可能性もあり、資産運用型会社への適用除外要件充足を配当に依存する場合には、適用要件を充足できないリスクが生じる。子会社の事業で使用している不動産等を保有し、その賃料収入がある場合等には、その可能性はさらに高まることとなる。資産管理会社に確実に該当しない基礎をつくるためには、事業実態を整備することが有効である。この場合におけるの注意事項は次の通りである。

◆5人以上の常時使用従業員

*1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

後継者の生計同一親族以外で対象会社の厚生年金保険適用者が5人以上必要とされる。出向・派遣の取り扱いについては、社会保険に加入している場合のみカウントできることに留意する。

◆事業所等の所有または賃借

事業所については、後継者の生計同一親族以外の従業員が就業している場所であることが要件となる。

◆3年以上事業実態（商品販売・貸付等）の継続

同族関係者への資産の賃貸は対象外となるため、要件を満たす商品販売・貸付等には該当しないが、役務の提供は同族関係者へのものでも構わない。よって、不動産の賃貸に加えて不動産管理等を適用対象会社が請け負い、その役務提供にかかわる収入を子会社から得るような場合には実態要件を満たす取引となると考えられる。

◆実態と経済的合理性を備えた取引と総収入額の確保

総収入金額がゼロとなってしまうと承継税制自体の適用要件から外れ、猶予停止事由に該当することとなる。本社機能の一部を従業員とともに移管し、システム部門や経理部門等、固定的で継続した安定収入が発生するような形式の構築ができれば理想的である。ただし、同族関係者間の取引は行為計算否認の

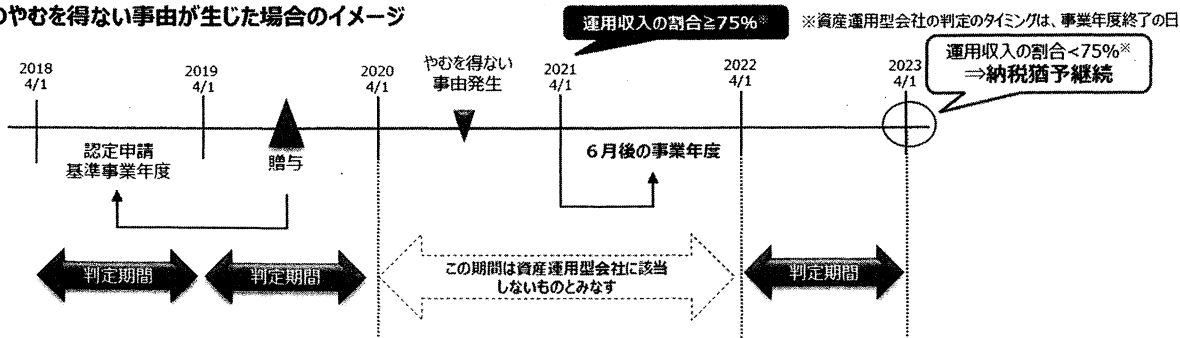
対象となる。形式のみの契約に基づく実体のないコンサルティング報酬等しか発生しない場合には税務否認の可能性が生じるため、これらの取引は実態と経済的合理性を備えたものとするよう留意する必要がある。

なお、ここでいう事業承継税制の認定要件としての総収入金額は「損益計算書上の総収入金額（営業外収益と特別利益を除く。）」（円滑化法規1条12項二号イ）とされており、資産運用型会社の判定式における総収入金額の定義「損益計算書上の売上高、営業外収益及び特別利益（資産の譲渡によるものについては、当該資産の譲渡価額に置き換えて計算する。）の合計額」（円滑化法規6条第1項第7、8号）と異なる。同じ用語であっても使用する局面において意義が異なることに注意が必要である。

このように、実態要件充足に対する厳密な管理が不可欠ではあるが、平成31年度税制改正により猶予停止について、事業活動のために必要な資金の借り入れ、事業資産の譲渡、事業資産に生じた損害に起因する保険金の取得など偶発的な事由の発生（租法規23条第14項、16項）により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から一定の期間内にこれらの会社に該当しなくなったときは、取消事由に該当しないとの緩和措置がおかれる

●図表-2

○やむを得ない事由が生じた場合のイメージ



(出典) 中小企業庁 HP 申請マニュアル 第7章

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm

こととなった（措令40の8⑬）ため、適用の可能性が広がった。

なお、現状ホールディングス形式となっているが、株価評価額への節税対策以外のメリットが見出せないような場合には、いっそ合併して元の姿に戻してしまうのもひとつの手段である。しかし、合併消滅法人が高額な不動産を保有している場合には流通税等のコストが発生すること、許認可業務を行っている場合には、許認可の取り直しや再契約手続き等の問題が生じるため、いずれを存続法人とするかについては慎重な判断が必要となる。また、事業承継税制適用の際の後継者の役員就任要件の充足（贈与時において3年）について、消滅会社分は通算できないこととなるため注意が必要である。

2 不動産管理会社の場合

不動産管理会社で保有不動産のほとんどが賃貸用不動産であり、役員以外の従業員が不在である場合、そのままでは事業承継税制の適用は不能である（措法70の7の5②一イ、ロ）ため、ホールディングス会社と同様、事業の方向性はそのまま、実態要件を具備するという方向性も可能であるが、以下のような対策も検討しうる。

◆資産の組換え

保有資産の組替えにより、総資産簿価のうち30%超を「特定資産」以外の資産とすることが可能かを検討するが、具体的な事業を行っていない場合、「特定資産」に該当する資産の範囲が広いため資産の組換えだけでは対応は難しく、かつリスクを伴う。

ここで注意したい点は、「特定資産」の定義は事業用以外の遊休資産を想定したものであるが、不動産については賃貸事業用の資産である不動産や、売買目的で保有する不動産や開発途上の棚卸資産をも含む点である。開発中の不動産、販売用の不動産は特定資産に

含まれ、これを売却した場合には「特定収入」としてカウントされる。そのため不動産管理会社のほとんどは資産保有型会社もしくは資産運用型会社に該当することとなり、承継税制を適用するには、事業実態による要件を常に意識し、継続確保する必要がある。この他にも以下のような留意点がある。

◇長期平準定期保険：節税商品として人気があるが、保険支払時に一部損金にならない「保険積立金」を積み立てた場合には「特定資産」の預貯金等に該当することとなる。費用に計上し、会計上の簿価をゼロとする調整を行うことも可能ではあるが、現預金の割合を一時的に減少させるのみの消極的な手段に過ぎない。

◇オペレーティング・リース等への匿名組合出資や任意組合への出資：金商法上のみなし有価証券となることから特定資産の一類型「有価証券」に該当し、ここから生ずる収益は「特定収益」となる。

◇不動産に圧縮した金額がある場合には圧縮後の金額となることから、今後取得する不動産等については圧縮や特別償却により減額するというのも予防的対策となりうる。

◇著作権・商権等の知的財産権、無形固定資産であるソフトウェア：「特定資産」の定義（円滑化法規1条第12項）にはこれらの無形資産は例示されていないため「特定資産」から除外されると考えられる。

◇申請者の代表者やその同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等や法人税法上、損金不算入となる給与は、資産保有型会社の判定上、特定資産に加算される。給与には、債務免除や債務引受、渡切交際費などによる経済的利益のうち実質的に給与の支給を受けたのと同様の経済的

効果をもたらすと考えられるものも含まれる。加算の対象期間は、基本的には判定の日以前の5年間とされているが、特例適用対象となる贈与・相続開始の日以後の期間において支払われたものが対象となるので適用以後の留意事項となる。

◆賃貸用不動産の自用化

「自ら使用する不動産」が総資産における割合のうち30%を超えれば、「特定資産」から外れることとなり、資産運用型会社の定義からは除外される。

思い切った手法ではあるが、たとえば、テナントの事業会社ごと買取り、これを合併承継法人にして会社を一つにした場合には、不動産管理会社の保有する不動産に対する節税効果と買収企業の事業実態について期間通算

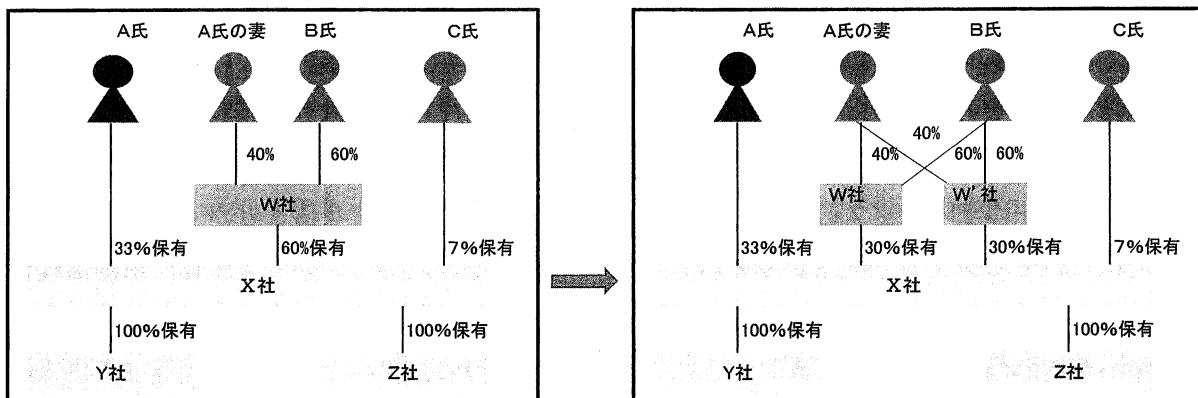
のメリットが得られる。しかし、その事業からの収入が総収入の25%を切ると、特定収入が75%超となり資産運用型会社に該当してしまうため、収入金額については常にコントロールが必要となる。よって、かなりのタックスメリットが見込まれ、管理や諸費用の手当てが可能である場合のみ実施可能な手段である。

2 ● 経営者要件

◆同族内筆頭要件

事前に相続対策を行っていたことにより株式が分散しているような場合が考えられる。図表-3は、株価が一時的に下がったときに、すでに後継者 B 氏が保有する W 社に株式の過半を移転していたケースである。

● 図表-3



W社が保有する株式は、「同族グループ内」での保有株式となるため、同族関係者間で50%超保有の要件は満たすことができるが、「(後継者を除く) 現経営者が筆頭株主であること」の要件は満たせない。株式の大半の移転がすでに完了していると認められる場合には、実質的にはW社が保有する株式は後継者が保有しているものと同義であるものともみえるが、事業承継税制における同族内筆頭株主要件には、間接保有を考慮する規定はない(措令40の8の5①一イ、ロ)。

このような場合、現経営者の株式保有割合

を最も高くするために、通常の譲渡・贈与による移転を行えば所得税や多額の贈与税の負担は避けられない。種類株式発行によりW社保有株式を無議決権化する方法も採用の余地があるが、種類の変更により株価の価値が変動することで、所有者間のみなし贈与課税が発生するリスクがある。これらのリスク、税額のコストなしに要件を充足するには、組織再編税制を利用することで解決が可能である。図のように、W社を二つに分割することで、A氏の保有する株式の割合が最も高くなる。A氏の妻とB氏の保有する株式の価

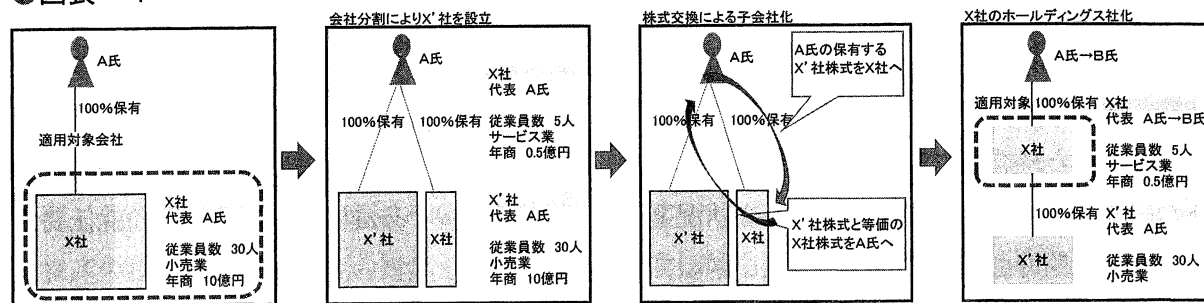
値は、それぞれ二つに分かれるものの他者に移転するわけではないので、この分割における課税関係は生じない。

◆贈与時の代表退任要件

事業承継税制の贈与税免除規定においては、贈与時において贈与者が代表を退任していることが必須である（措令40の8の5①一ハ）。早期に後継者が代表者に就任できない事情がある場合には、ホールディングス型式を利用することも検討に値する。上記でも触れたよ

うに、事業承継税制の適用対象会社は後継者が取得する会社の株式となる。図表-4に示すように、ホールディングス化したうえで、事業を行っている子会社はあくまでも現経営者もしくは現役員のうちふさわしい人物が代表を務め、その親会社について事業承継税制を適用し、経営者交代と事業承継を早期に進めることで、経営のバランスを取りながら確実な事業承継を進めることが可能となる。

●図表-4



この場合、当然にホールディングス会社に適用要件を充足させることが必須となる。また、資産管理会社に該当する懸念がある場合には、新設会社が実態要件を満たさない点に注意が必要である。なお、合併の場合の吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社及び株式交換の場合の株式交換完全子会社、株式移転の場合の株式移転完全子会社は業務継続期間の算定上、業務期間は通算されない。例えばホールディングス会社を分割法人とし、新設会社へ事業を移転することで業務継続期間は維持することが考えられる。しかし、新設会社が現物不動産等を多く保有しているような場合には、流通税の問題が発生し、また許認可事業を行っている場合には事業の存続そのものについて問題が生じる。ホールディングス会社に対し承継税制を適用する適用のためには、実態要件充足を優先させるか、新設会社として資産・収益構成のコントロールによる資産運用会社等非該当を選択するかは、事業

への影響やコストと併せて検討する必要がある。

なお、事業承継税制適用後の欠損填補目的以外の減資は猶予停止事由に該当する（措法70の7③十一、70の7の5③、措規23の9⑰）。組織再編により資本が増加している場合、税務コストがかさむ傾向があるため、承継税制適用前に減資を検討すべきであろう。

3 ● 後継者要件

◆年齢要件

後継者が20歳以上（民法改正で令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、同日以降の年齢要件が18歳に引き下げられる）とする年齢要件は、後継者である子が若い場合に問題となる。配偶者控除を利用し、配偶者へ株式を一時移転することは一般的な手法であるが、その後の子への相続が確実に行われるかに不安があり、また母から子への相続時に改めて承継税制の

適用を検討する際には、その時において配偶者自身が代表の就任要件等を満たしている必要がある。後継者の代表就任要件は、複数代表でもかまわないため、実際に子が成長するまでの間、中継ぎを任せられる親族や従業員がいる場合には、共同代表として経営に参加する手もある。親族以外の後継者へ事業承継税制適用により一時的に株式を承継することも可能であり、その次の贈与先まで指定したい場合には、期限付きまたは条件付で贈与するか、種類株式の発行等の法的な仕組みを利用する方法がある。ただし、拒否権付株式(いわゆる黄金株)に限っては、贈与・相続後一定期間内に後継者以外の者がこれを保有することとなった場合に、猶予停止事項に該当するため活用は難しい。またこのような状況下での活用が期待される事業承継信託については、事業承継税制の適用外となっているため留意が必要である。

◆役員就任要件

贈与の場合には、贈与時において後継者が3年以上役員に就任していることが必要となる。現時点で後継者が役員に就任していない場合には、まず後継者の役員就任の手続きを行ったうえで3年後の贈与実行を想定しつつ、

それ以前に相続が発生してしまったときにも対応できるよう、要件整備を行っておく必要がある。

現行規定では、事業承継税制の特例措置を適用できる贈与は令和9年12月31日までとなっている。期限までに相続が発生しないと見込まれる場合には、贈与実行3年前(令和6年12月31日)までには後継者が役員へ就任していないと特例措置は適用不能ということになる。また、経営の状況により、後継者が変更されるか複数となる可能性がある場合には、他の後継者候補もあわせて登記しておく等の対策が必要となる。なお、相続の場合の役員就任要件は「相続の直前」でのタイミングで構わない。かつ、相続の場合に限り、経営者が60歳未満である場合には相続時の就任要件は不要となる。

贈与を急ぐ必要があるが、後継者の役員就任期間が不足している場合の対策としては、後継者が関係会社の役員である等の場合には組織再編により関係会社の役員としての経歴を通算できる規定の利用が考えられる。合併、株式交換及び株式移転があった場合には、業務継続期間の算定上下記の組み合わせで申請における業務期間の通算が認められている。

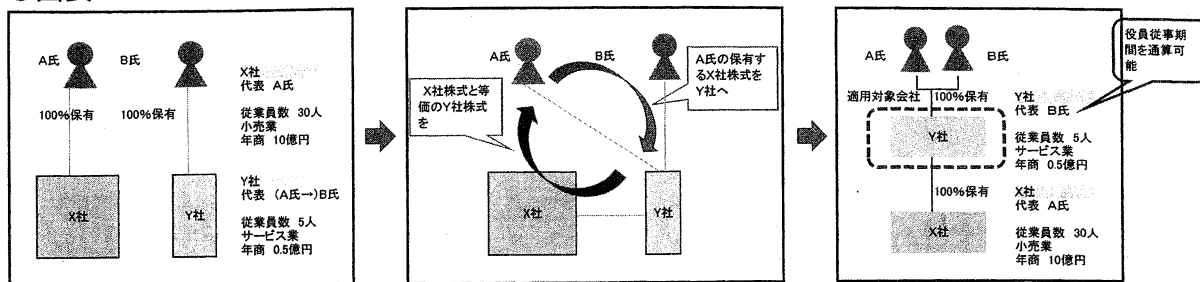
●図表-5

| 組織再編行為の種類 | 申請者 | 旧会社 |
|-----------|-----------|-----------|
| 吸収合併 | 吸収合併存続会社 | 吸収合併消滅会社 |
| 新設合併 | 新設合併設立会社 | 新設合併消滅会社 |
| 株式交換 | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 |
| 株式移転 | 株式移転完全親会社 | 株式移転完全子会社 |

例えば、図表-6のように、既に事業承継を視野に入れて、承継対象会社(X社)ではなく、A氏が代表を務めていた別会社(Y社)の株式と代表を後継者(B氏)に移転させて経営を任せているというケースがある。この場合、B氏はX社の役員には就任していな

いため、X社を承継対象会社とすると役員就任要件を満たせないが、株式交換の手法を用いることにより、Y社を承継対象会社として適用要件を満たせると考えられる。

●図表-6



おわりに

本稿に示した以外にも検討できる手法はある。たとえば、信託もその一つで、家族間で委託・受託を行ういわゆる「家族信託」の機能を事業承継に応用することが可能である。ただし、信託の受益権の移転については通常の資産の移転と同様に課税の対象とされ、節税のみを目的とした信託スキームの利用は原則的に禁止されている。信託の活用は税務メ

リットの追及と必ずしも一致するわけではないが、将来的な株式分散防止や後継者への適切な株式の承継を優先させたい場合には検討に値する。また、遺留分について民法の特例の制度が創設されたことも事業承継を後押しする要素となりうる。なお、債務超過企業については触れることができなかったが、債務整理や再生の手法を駆使することにより、事業価値を高め、後継者も安心して承継できる企業に生まれ変わることもできると考える。

〔わたなべ・みゆき／たかもと・きよみ〕

月刊

税理

11

November 2019
Vol.62 No.14

特集

中小企業支援制度の活用と 税理士の役割

巻頭
論文

GAARかTAARか
一租税回避否認規定の現状と今後の方向性

法人税
実務

公益法人等の収益事業除外事由の要件

利益
計画

トラック運送業のモデル利益計画

WEB
セミナー

テキスト：別冊付録

小規模宅地特例の適用ポイント

～令和元年度改正対応版～

【会則1時間研修】

ぎょうせい

日本税理士協同組合連合会後援〔会則研修〕

